

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

(2020年6月16日改定)《文部科学省》

- 緊急事態措置は都道府県単位で行われますが、学校教育活動の実施や可否のあり方は、児童生徒等及び教職員等の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する）における蔓延状況により判断することが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会を作るためには、感染リスクはゼロにならないということを受け入れつつ、感染レベルを可能な限り低減させながら学校教育活動を継続していくことが重要です。

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動（自由意志の活動）
レベル3（特定警戒都道府県）	できるだけ2m程度（最低1m）	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度（最低1m）	リスクの低い活動から徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学校内で最大限の間隔をとること	適切な感染対策を行ったうえで実施	十分な感染症対策を行った上で実施

【参考】小児（0～18歳）の新型コロナウイルス感染症に関する医学的知見の現状

(2020年5月20日)《日本小児科学会予防接種・感染症対策委員会》

- 海外のシステムティック・レビューでは、学校や保育施設の閉鎖は流行阻止効果に乏しく、逆に医療従事者が仕事を休まざるを得なくなるためにCOVID-19死亡率を高める可能性が推定されている。

1 学校における新型コロナウイルス感染拡大第2波への備え ～学校教育活動と感染拡大防止策との両立～

【3か月に及ぶ臨時休業の総括】

- 「感染症対策」としてみると、「府内一斉臨時休業」の効果測定は不可能
- 「子どもの安全対策」としてみると、結果として児童・生徒への感染は極めて限定的
- 子どもや家庭に対する影響については、
 - ・ 生活リズムの崩れ、心理的に不安定になる子どもが存在
(一方で、不登校の子どもの回復時間となったケースもある)
 - ・ 子どもの学習保障に学校や地域、家庭による差
(ICTを活用した指導に対する意識が高まったという側面もある)
 - ・ 家庭で過ごす子どもに対する保護者の負担増



第2波・第3波が生じた場合、府としての一斉臨時休業は原則行わない。

-
- ・ 府立学校については、「分散登校」と「オンライン授業」の組み合わせにより対応
 - ・ 小中学校については、各市町村が国の示した「地域の感染レベル」を判断し、レベルに沿って学校の行動を決定（府は判断に必要な内容を支援していく）

ただし、府域での感染爆発や児童・生徒のクラスターの頻発など、深刻な状況になった場合、府として、一斉臨時休業の是非を判断する。

子どもの安全確保の観点から、学校における**感染予防策を徹底しつつ、学校教育活動の持続性を確保**。このことが、保護者の安心にもつながる。

学校における新型コロナウイルス感染拡大第2波への備え (学校教育活動と感染拡大防止策との両立)

「分散登校」等の実施イメージ

「大阪モデル」のステージ	グリーン	イエロー	レッド
文科省「地域感染レベル」	← レベル1→レベル2→レベル3 →		特定警戒都道府県 =「緊急事態宣言」
授業形態	平常授業	平常授業	分散登校・短縮授業 オンライン授業
教室の人数	通常（40人まで）	通常（40人まで）	20～15人程度
学校教育活動	通常	感染リスクの高い活動（近距離での活動、合唱・管楽器演奏等）について、感染症対策のさらなる徹底	感染リスクの高い活動（近距離での活動、合唱・管楽器演奏等）を実施しない
感染症対策	基本的感染症対策（手洗い、マスクの着用等）	基本的感染症対策（手洗い、マスクの着用等）	基本的感染症対策（手洗い、マスクの着用等） 通学での密を避ける（時差通学等）

2 児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合

- 当該学校を臨時休業とする（保健所の判断に要する期間（概ね3日間））。
- 保健所の指示及び助言を踏まえ、学校における感染症拡大防止に必要な対策及び学校運営上の体制整備を行うために必要な期間及び範囲を臨時休業とする。
- 市町村立学校については、府の考え方を示し、各市町村の判断により同様の対応を行うよう要請する。

【参考：個別の児童生徒等への対応】

■児童生徒等の感染が判明した場合

当該児童生徒等を、出席停止とする。（期間は治癒するまで。）

■児童生徒等に濃厚接触者※が確認された場合

当該児童生徒等を、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間の出席停止とする。

※濃厚接触者とは、感染者が新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間に接触した者のうち、
・「感染者」と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者

・手で触れることが出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「感染者」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）など

（学校保健安全法）

第19条 校長は、感染症にかかるつており、かかつてゐる疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

※児童生徒等の家族に濃厚接触者がいる場合

保健所等関係機関と相談したうえで個別に対応する。